

要綱基本方針に追加を希望する取組について（回答入り）

1 資源向上支払交付金(共同活動)

1 施設の軽微な補修（実践活動）

農用地 ②施設

鳥獣害防護柵の補修・設置

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	H29からの扱い		
			可否	内容	補足事項
A町	シカ等の農用地への侵入による農業被害防止のため、爆音器及び発光器等忌避装置を設置すること。	○ 従前から鳥獣害防護柵の補修・設置を補完する活動として認められている。	○	・ 防護柵が設置されていない区域であっても、忌避装置の設置を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱基本方針への追加等を行わない。 ・ 鳥獣害防護柵等が設置されていない区域においても市町村の区域の一部に柵等が設置されている場合は、柵の効果を補完する観点から、捕獲等の活動(捕獲・見回り・忌避装置設置)を行うことを可能とする。 ・ 地域活動指針における「特定鳥獣(エゾシカ)の食害等」の“等”については、市町村が認定する有害鳥獣(ヒグマ・カラス等)を含むものとする。
B町	鳥獣被害防止のため、鳥獣害防護柵が設置されていない区域でも罾や銃器による有害鳥獣の駆除・捕獲を行うこと。	○ 鳥獣害防護柵の補修・設置を補完する活動として、設置箇所限定した取組であった。	○	・ 防護柵が設置されていない区域であっても、捕獲等の活動を可能とする。	
C町	特定鳥獣害(熊、鹿など)から作付農作物を守るとともに、共同活動時の安全確保(熊襲来)のための見回り活動をハンターに委託すること。	× 特定鳥獣(エゾシカ)の目撃情報の収集活動は可能だったが、ヒグマを対象とはしていなかった。	○	・ 目撃情報の収集活動は、エゾシカのほかヒグマ等の被害を回避するために活動組織区域内(一部周辺を含む)におけるハンターによる見回り活動を含むものとする。	
D町	キツネとカラスによる家畜被害が頻発しているため、害獣の捕獲活動を行うこと。(キツネ:出産時に子牛の鼻口を食べる、カラス:牛の乳房血管を破る)	× 鳥獣害防護柵の効果を補完する取組として、エゾ鹿等の駆除が行なえるものであり、キツネとカラスの捕獲は対象としていなかった。	○	・ 市町村が有害鳥獣に認定している場合に限り、キツネ・カラスの捕獲等の活動を可能とする。	
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前と同様に、鳥獣害防護柵が設置されていない活動組織において、新たに当該施設を設置することができる。 ・ 鳥獣害防護柵、障害物の“新設”、有害鳥獣の捕獲を行う活動組織は、当該活動を「多面的機能の増進を図る活動」の“農地回りの共同活動の強化”に位置付けることができる。 				

2 農地維持支払交付金

1 地域資源の基礎的な保全活動(実践活動)

農用地

④異常気象時の対応

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	H29からの扱い		
			可否	内容	補足事項
E町	大雨等による農用地の冠水被害防止のため、農用地に隣接する新たな水路の設置すること。	× 水路の新設は不可。 ただし、既に設置されている暗渠附帯明渠が埋没したため、機能回復を目的に対象路線を水路に位置付けて、農地維持支払の取組として土砂上げを実施することは可能。	○	・過去に起きた異常気象時に、沢及び河川等から降雨水及び土砂等が流入した農用地周辺に承水路等を新設し、降雨水や土砂等の流入を未然に防止する活動を可能とする。	・異常気象に未然に対応するため、水路へ設置する過搬型の排水ポンプの準備等が認められている。
F町	融雪時ではなく、大雨及び洪水時の応急的な湧水処理すること(畑の中を掘削して排水処理をする)。	× 畑の中を掘削して排水処理することは不可。 ただし、各施設における「異常気象後の応急措置」として、溪流を含む河川からの土砂や立木等が流入・堆積し、施設の利用・保全に支障が生じている場合、これら土砂や立木等の撤去が認められたところ。(H28.9.29農水省事務連絡-H28.10.4道協議会より市町村へメール周知)	○	・異常気象時に農用地で部分的な湧水(地下水の噴出等)が生じた場合、当該湧水の排水を目的に一時的に農用地を開削(埋め戻し含む)する等の活動を可能とする。 なお、異常気象を起因とした農用地の流亡等に伴う土砂の搬入(客土)はできないことに留意のこと。	
補足	<p>・E町の取り組みを行う活動組織は、当該活動を「多面的機能の増進を図る活動」の“防災・減災力の強化”に位置付けることができる。</p> <p>注:F町の取り組みは、「多面的機能の増進を図る活動」には位置付かないので留意のこと。</p>				

3 資源向上支払交付金(共同活動)

1 施設の軽微な補修(実践活動)

農道 ①農道

破損施設の補修

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	H29からの扱い		
			可否	内容	補足事項
G町	農業機械大型化により、農用地へ侵入路である取付道路が狭く、迂回等により農作業に支障となることから、取付道路の拡幅及び拡幅に伴う横断管を設置すること。	<p>× 取付道路は、道路設計指針に基づき幅員等が決定しているものであり、拡幅が必要となっている背景は、農作業の大型化に起因するものであることから、単なる拡幅はできない。</p> <p>○ 一方、拡幅が必要と判断されている取付道路については、少なからずとも路肩の損傷等があると思われる。このような場合、「農道：路肩・法面の初期補修」の一環で法面等の補修を行い、併せて今後同様の事象が発生しないように横断管等を追加することで拡幅となることは現時点でも可能。</p>	△	・左記「H28までの可否状況等」に記載のとおり。	

4

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	取組の可否	H29からの扱い	補足事項
H町	農用地排水対策として、暗渠排水管の新設や追加及び経年劣化等により機能低下している暗渠排水の排水管・透水材の修理・補修を実施し機能を回復すること。	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払における活動は、農地・農業用施設における日常の維持管理を目的としたものであり、営農条件の改善を目的とした取り組みは想定されていない。 農地耕作条件改善事業等の他の補助事業を活用して対応願いたい。 	×		

5

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	取組の可否	H29からの扱い	補足事項
I町	災害時避難施設に指定されている公民館周辺の除排雪。	<ul style="list-style-type: none"> 既に農林水産省と協議を行っており、現時点で本交付金の取組とすることはできないと回答を得ていることから不可能。 	×		

6

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	取組の可否	H29からの扱い	補足事項
J町	リールマシンの補修。	<ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備事業での更新が可能であることから、本交付金による活動の対象とすることはできない。 	×		